三平事務所通信 2015.4.1

【コラム】（高度プロフェッショナル制度の創設）　　三平　和男

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため、特定高度専門職・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）が創設されます。一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、長時間労働を防止するための措置を講じつつ、時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日深夜の割増賃金の支払い義務等の適用を除外した労働時間制度の新たな選択肢です。

対象労働者は、使用者との間の書面による合意に基づき職務の範囲が明確に定められ、年収については、「一年間に支払われることが確実に見込まれる賃金の額が、平均給与額の三倍を相当程度上回る」といった事が法定されます。具体的な年収額については、労働基準法第14条に基づく告示の内容（1,075万円）を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定するとしています。

対象業務は、「高度な専門知識、技術又は経験を要する」とともに「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」といった対象業務とするに適切な性質が法定されます。具体的には、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務（企業・市場等の高度な分析業務）、コンサルタントの業務（事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務）、研究開発業務等を念頭に、法案成立後、改めて審議会で検討し、省令で適切に規定するとしています。

本制度の適用労働者については、割増賃金の基礎としての労働時間を把握する必要はありませんが、その健康確保の観点から、使用者は健康管理時間（「事業場内に所在していた時間」と「事業場外で業務に従事した場合における労働時間」との合計）を把握した上で、これに基づく健康・福祉確保措置を講じることとされています。導入の要件として、以下のいずれかの措置を労使委員会における5分の4以上の多数の決議で定めるところにより講じることが必要であるとしています。

① 24時間について継続した一定時間以上の休息時間を労働者に与えるものとし、かつ、1か月について深夜業は一定の回数以内とすること。

② 1か月又は3か月について、健康管理時間が一定の時間を超えないこととすること。

③ 4週間を通じ4日以上かつ1年間を通じ104日以上の休日を与えることとすること。

さらに、法律上、対象労働者の範囲に属する労働者ごとに、職務記述書等に署名等する形で職務の内容及び制度適用についての同意を得なければならないとし、希望しない労働者には同制度を適用しないこととしています。

【安全衛生優良企業公表制度が始まります】

安全衛生優良企業公表制度とは、従業員の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持している企業を、厚生労働省が認定・公表するもので、平成27年6月から申請の受付を開始する予定となっております。この認定を受けるには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められることになっています。

今回、厚生労働省のWEBサイト「職場のあんぜんサイト」の中に「安全衛生優良企業公表制度」のページが新たに追加されました。そこでは、この制度の説明や、認定を希望する企業が制度への申請の可否をウェブ上で確認できる自己診断などが掲載されています。

具体的には、労働安全衛生法等の違反の状況、労働災害発生状況（派遣労働者を含む）、安全衛生の実施体制の取組、安全衛生全般の取組、安全衛生活動を推進するための取組状況などについての問いが設けられています。安全衛生優良企業として認定されるためには、項目の合格点が一定の点数以上でなければならないなど、いくつかのハードルがあります。問いに回答して診断を受けてみると、企業が優良企業となるためにはどのような取組が必要なのかコメントが表示されるようになっています。

今回の制度は、企業単位での申請となり、認定期間は3年となっています。認定のメリットとしては、厚生労働省のホームページで公表され、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用できるなど、様々な場所で企業をPRできるようになるようです。

【改正労働者派遣法案が国会に提出されました】

「改正労働者派遣法案」は平成26年の通常国会で一旦廃案となり、その後臨時国会へ提出されていましたが、衆議院の解散により廃案となっていました。この度、3度目となる通常国会への提出されました。特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、すべての派遣事業者を許可制とすること、ソフトウエア開発や通訳などの【専門26業務】を撤廃し、派遣先で働ける期間を個人単位・事業所単位で最長3年間にするなどとし、平成27年9月1日の改正法施行を目指しています。
詳しくは、次月号以降にご案内いたします。

社会保険労務士法人　三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3　第2双葉ビル5F
TEL：03-3504-0071／FAX：03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。